

独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律案(閣法第二一号)(衆議院送付)要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、独立行政法人文化財研究所を解散し、その業務を独立行政法人国立博物館に承継させること。
- 二、独立行政法人国立博物館の名称を独立行政法人国立文化財機構に改称すること。
- 三、独立行政法人文化財研究所が解散することに伴い、権利義務の承継等所要の経過措置を定めること。
- 四、独立行政法人国立文化財機構の役員及び職員等に対し、職務上の秘密に対する保持義務を課すとともに、これに違反して秘密を漏らした者に対する罰則を設けること。
- 五、この法律は、附則の一部の規定を除き、平成十九年四月一日から施行すること。